災害時情報共有システム

利活用ハンドブック

～災害時に正しく活用するために～

目次

１．災害時情報共有システムとは

２．入力の流れ

2.1　報告依頼

2.2　送付されるメール例

2.3　システムへのアクセス

2.4　システムへの入力

３．よくある質問

４．参考資料

1．災害時情報共有システムとは

災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と国（厚生労働省）・自治体の間で**情報共有するためのシステム**です。事業所がシステムで情報を報告することにより、国・自治体は**被災状況を速やかに確認・把握し、必要な支援につなげる**ことができます。

システムで報告された情報は、次のように活用されます。

活用例①

✓ 被害のあった事業所への給水車の派遣や、飲用水等の物資の配布。

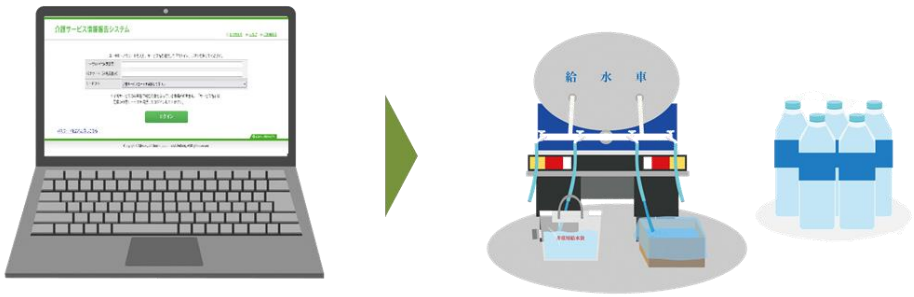

活用例②

✓ 「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」等の対象施設の把握。

活用例③

✓ 地域的な被害状況の把握。

※災害時は、停電や通信回線の途絶によりシステムに入力ができない場合があります。複数の事業所から報告された被害の有無を地域的に把握することで、入力していないが被害がある、あるいは入力できないほどの被害を受けている事業所があるという推測が可能となります。

2．入力の流れ

2.1 報告依頼

災害が発生した際に、必要に応じて国から都道府県・政令指定都市あてに被災状況の報告を要請します。要請を受けた都道府県・政令指定都市は、事業所あてに被災状況の報告を依頼します。

2.2 送付されるメール例

入力依頼は、システムの登録メールアドレスへの通知の他、自治体から直接メール・電話・FAX 等で発信されます。

From: XXX@XXX.lg.jp
Subject: [災害時情報共有システム] 災害情報登録通知（XXX 県）

〇〇〇〇　〇〇〇〇 様

厚生労働省にて〇〇災害が登録されました。
以下に記載した URL を用いてシステムにアクセスし、災害情報を報告してください。

システムへのログイン URL : https://www.XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

災害情報を確
手順１.
手順２.
手順３.
ックする。

例であるため、実際のメールとは異なります

※本メールは災害時情報共有システムから自動送信されていますので、返信はしないでください。

2.3 システムへのアクセス

入力依頼を受け取ったら、パソコンからシステム（https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/○○/）にアクセスし、介護サービス情報公表システムの ID・パスワードを用いてログインします。

※介護サービス情報公表制度対象外の事業所は、自治体から割り当てられた ID・パスワードを使用してください。

※ログインにはユーザ ID、パスワードが必要であるため、忘れないよう平時から管理しておきましょう。

※入力依頼の確認およびシステムへの入力ができる担当者を複数名設定し、柔軟に対応できるよう運用しましょう。

2.4 システムへの入力

「災害情報等①」の画面では、人的被害、建物被害、ライフライン等の被害状況を選択します。「被害あり」を選択すると詳細を記載する欄が展開されますので、可能であれば記載してください。

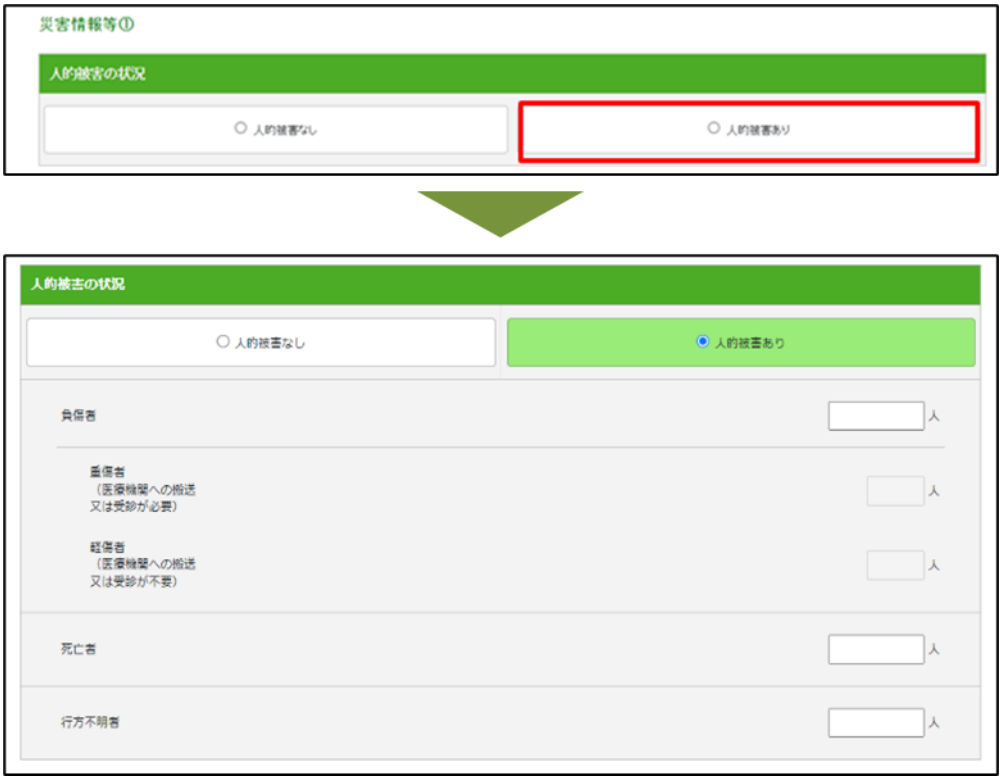

「災害情報等②」の画面では、必要な人的支援の状況や物資の状況等を入力します。右側の「+」をクリックすると詳細を記載する欄が展開されますので、可能であれば記載してください。

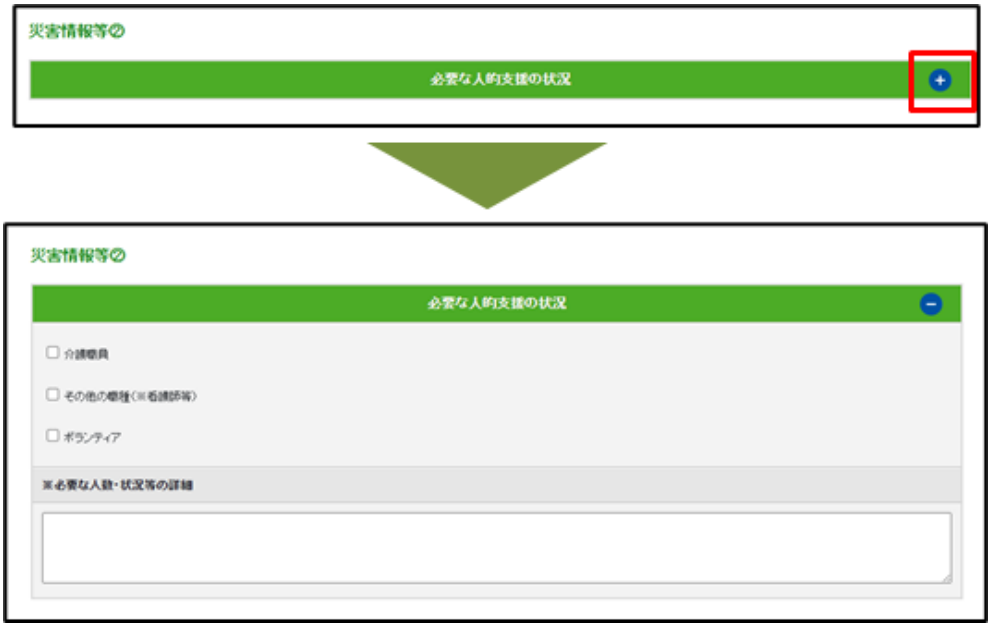

3．よくある質問 Q&A

Q **ログインのための ID・パスワードが分かりません。**

A 介護サービス情報公表システムと同様です。

公表システムの対象外である事業所では、自治体から ID・パスワードが付与されます。

詳細は自治体所管課にお問い合わせください。

Q **被害が無い場合も入力する必要がありますか。**

A 被害が無いという事を確認するために入力を求められることがあります。

自治体から入力依頼を受けた場合は被害の有無にかかわらず入力してください。

Q **どのような入力項目がありますか。**

A 人的被害・建物被害の状況や、必要な支援、避難・開所の状況等の項目があります。

詳細は参考資料の事務連絡をご確認ください。

Q **災害時はいつから入力できるようになりますか。**

A 災害が発生した際や被害が予測される場合に国が災害情報を登録し、事業所は災害情報が登録された後に入力可能となります。詳細は「2.1 入力までの流れ」をご確認ください。

詳細は自治体所管課にお問い合わせください。

Q **被災により、すぐに入力できない場合はどうすればいいですか。**

A 被災時には安全確保や避難を優先し、入力可能な状況になったら入力してください。

Q 分からない項目は飛ばして報告してもいいですか。

A 必須項目以外は、入力を飛ばして報告しても問題ありません。なお、必須項目は次の通りです。

・人的被害の状況

・建物被害の状況

・避難の必要性（入所施設）または支障有無（入所施設以外）

・電気の状況

・水道の状況

・ガスの状況

・冷暖房の状況

Q 入力した後に新しく被害が分かった場合はどうすればいいですか。

A 追加報告が可能です。

入力画面にアクセスすると、前回の入力内容が残っているので、状況が変わった項目を変更し、報告してください。支援のために最新の情報を把握する必要があることから、特に新しく被害が分かった場合などは必ず追加報告をお願いします。

Q 複数の事業所を建物内に併設している場合、報告は事業所ごとに必要ですか。

A 災害が発生した際や被害が予測される場合に国が災害情報を登録し、事業所は災害情報が登録された後に入力可能となります。詳細は「2.1 入力までの流れ」をご確認ください。

詳細は自治体所管課にお問い合わせください。

Q ID は正しいのにログインできません。

A 特定施設入居者介護は、有料・軽費・サ高住としての回答となります。

施設番号は 900 番台から選んでください。

Q スマートフォンからアクセスできますか。

A 2025 年 3 月現在、スマートフォンには対応していません。

（スマートフォンのブラウザからアクセスすることは可能ですが、画面サイズ等は対応していません）

４．参考資料

- ✓ 事業所向け操作マニュアル（被災状況報告編）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_h_1_2.pdf

令和６年度
災害時情報共有システムの利活用に関する調査研究事業
災害時情報共有システム利活用ハンドブック

令和７年３月

発行者　ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研株式会社
〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町 2-105　ワテラスアネックス
TEL　03-5296-8976　FAX　03-5296-8941

この事業は、令和６年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）を受けて実施したものです。